

令和5年度（2023年度）
第1回

東海市都市計画審議会諮問

東海市都市計画審議会

目 次

番号	諮 問 名	頁
1	東海市都市計画マスタープランについて	1

諮問

令和5年（2023年）5月25日付け都第25号東海市都市計画マスタープランについて

令和5年（2023年）5月25日提出

東海市都市計画審議会会長

都第25号

令和5年（2023年）5月25日

東海市都市計画審議会会長 様

東 海 市

代表者 東海市長 花 田 勝 重

東海市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、東海市都市計画審議会条例（昭和44年条例第85号）第2条及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第2項の規定に基づき、東海市都市計画審議会に諮問します。

東海市都市計画マスタープランについて

1 趣旨

現行の都市計画マスタープランは、令和5年度（2023年度）に計画期間が終了することから、次期都市計画マスタープランの策定に向けて、学識経験者や関係団体の代表、市民、県職員で構成する都市計画マスタープラン策定委員会及び庁内関係課職員で構成する都市計画マスタープラン策定部会を設置し、令和4年度（2022年度）から策定作業を実施しており、令和5年度（2023年度）も引き続き策定作業を実施し、次期都市計画マスタープランを策定するものである。

2 内容

(1) 都市計画マスタープラン策定委員会の構成について

ア 設置要綱 5ページのとおり

イ 名簿 7ページのとおり

(2) 都市計画マスタープランの目的と役割

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

(3) 計画年次・目標年次

計画年次：令和15年度（2033年度）

目標年次：令和25年度（2043年度）

(4) 各年度の実施内容

ア 令和4年度（2022年度）実施内容

市民アンケート調査、企業アンケート調査の実施、全体構想の作成

イ 令和5年度（2023年度）実施内容

地域別構想の作成、地区別説明会の実施、パブリックコメントの実施、都市計画マスタープラン策定

(5) 策定のスケジュール（予定）について

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| ア | 5月25日 | 都市計画審議会（諮問） |
| イ | 7月 | 都市計画審議会（中間報告） |
| ウ | 8月～1月 | 都市計画マスタープラン策定委員会（第4回～第6回） |
| エ | 10月～11月 | 地区別説明会 |
| オ | 12月 | パブリックコメント |
| カ | 6年1月 | 都市計画審議会（答申） |
| キ | 6年2月 | 都市計画マスタープランの公表 |

東海市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針）について幅広い意見を反映させるため、東海市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 農業者団体の代表 1人
- (3) 商工業者団体の代表 1人
- (4) 市内に住所を有する者 2人
- (5) 県の職員 2人

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員の意見は、これを尊重するとともに、東海市都市計画マスタープランの策定に反映させるように努めるものとする。

(参与)

第6条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は都市建設部の事務を担当する副市長とする。
- 3 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成14年11月18日施行)

この要綱は、平成14年11月18日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日施行)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月21日施行)

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日施行)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日施行)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

東海市都市計画マスタープラン策定委員会委員

所 属 等	氏 名	区 分
大同大学工学部 教授	嶋田 喜昭	学識経験者
星城大学経営学部 准教授	谷口 庄一	
あいち知多農業協同組合 営農センター長	森岡 哲生	農業者団体の代表
東海商工会議所 常議員	大林 香瑞人	商工業者団体の代表
公募委員	佐々木 雅敏	市内に住所を有する者
公募委員	濱田 常雄	
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課 課長	伊藤 慎悟	県の職員
愛知県知多建設事務所 所長	神谷 孝明	
副市長	稲吉 豊治	参与